

計	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
四〇七・二	一〇〇	一一〇	一〇〇	一四〇	二〇〇	四〇五	四八・六	四五〇	三三・五	七〇	一三〇	二七〇	六・五	二〇	一六・六	四六・五	八〇	一八〇		五五	一〇						二・五
一三三・九	八・〇	五・七	三〇	五〇	八・四	二二〇	一五〇	一三〇	二二・七	二〇	四・五	二〇	五〇		五〇	九六〇	一・五	一〇		二五	一〇						
五〇						二〇				一〇			一〇	一〇													
五七			二			四	六	六	二		八	一	二	五		一	三	七	一			三	一				
一八		二		一	二		四	二	一		二						二		二								
八〇		二	二	一	二	四		二	八	三		二	一	二	六	一	一	三	九	一	二		三	一			

元來凌源縣の地畝は喀喇沁左旗の所有に拘はると稱せられる蒙古の土地なれば、縣公署設立當時に於ては、縣下の農民は蒙漢を問はず、旗

公署に租子を納めてゐた、従つて縣公署に於ては農民負擔の重複を考慮の結果、別に國稅たる田賦を設定せず、民國十一年より警察經費として縣稅たる畝捐のみを課することにした爲に、今日に至つても田賦の徵收なく、土地にかゝる稅金と云へば畝捐だけである。而も畝捐の徵收機關に至つては納稅義務者の蒙漢によつて異なり漢人は縣公署に蒙人は旗公署に納付することになつてゐる。

(1) 縣公署畝捐徵收手續 先づ縣公署財政局より各區に催徵員を派遣する。催徵員は土地臺帳と畝捐執照を携帶の上各牌に至り牌長をして納稅義務者に納付方通知せしめ、納付と引換に畝捐執照を交付する。自衛團費、村費其の他村民に歸すべき負擔は畝捐と同時に徵收するのであるが、畝捐執照には單に畝捐の金額しか記載しない。畝捐の金額は法規的に一定しあるも、他の諸負擔は毎年異なるものである。納付期限を經過せば罰金を徵收し、之に對し滯納畝捐收據を交付する。

(2) 旗公署畝捐徵收手續 旗公署より派遣せる催徵員は蒙人の部落に至るや蒙民の村長たる屯達をして納稅義務者に納付方通知せしめる。納付済の者に對しては別に領收證を交付しないで、只自己専用帳簿に控へ置くに止まる。畝捐以外の保甲費、教育費、旗公署辦公費、警察費其の他蒙人に歸すべきものとせられた諸負擔は、畝捐と同時に之を徵收するも、之に對しても領收證を交付しないことになつてゐる。

以上の様に縣公署の徵收手續は一應合理的なものと思はれるが旗公署の方は全く幼稚と不合理を極めたもので調査に當つては殆ど畝捐に關する書類を發見し得なかつたのみならず、納稅者自身も納付額を全く知らない程頼りなかつた。

更に右表を見るに吾人は所有面積と納稅面積の著しき相異を發見せざるを得ない。尤も縣旗共土地を一、二、三の各等に分け、一等地は一畝を一畝とし、二等地は二畝を一畝とし三等地は三畝を一畝となす取扱をしてゐるから、所有面積の納稅面積と一致せざるは寧ろ當然と云はねばならぬが併し之を考慮に入れても、其の差の著しいのに驚かざるを得ない。例へば調査番號の9は所有面積は一八畝なのに、納稅面積は僅か一畝で、11は所有面積は四六・五畝なのに納稅面積は九・六畝、之を總合せば所有面積は四〇七・二畝なのに納稅面積は一三三・九畝で納稅率は僅か三二・八%である。

之が原因と考へられるものは

- (1) 二畝や三畝を一畝として計算する取扱ひ
- (2) 農民の土地隱匿より來る故意的脫稅
- (3) 稅契率の低いこと

元來民國十八年前に於ては、人民の土地家屋の買賣の際、申告する者に對してのみ、官契紙を賣はしめ、價百元に對して、典契稅百分の三、買賣稅百分の六を課するのであるが、申告しなくても課罰しないから、人民も自然と申告しなくなつて、課稅率が漸次不良に陥たのであ

る。今右表を見るに八十枚の土地に關する書類の内經界局の發行せる大照が五枚、紅契が十八枚、而して税契せざる白契は五十七枚の多きを算してゐる。

(4) 不動産取引に於ける賣地不賣捐の特殊なる慣習があること。

元來熱河は土地租稅負擔額の割合に高い所で、事變前は一畝に付二元以上を徴收したことがあると聞く。従つて土地を買はんとする者は此の重い負擔と煩索を免れる爲に、經濟的弱者たる土地の賣主に對し「土地は買つてやるが畝捐は納め度くないからお前が納めろ」と云ふ條件をつけるのが常である。故に畝捐の全部或は其の内の一部分は土地の賣主の負擔として残るのである。即ち賣主から云へば土地は人手に渡したが、土地に課する畝捐は相變らず義務として残ることになり、買主に於ては土地は獲得したが、土地に課する畝捐の納付義務の全部又は一部が免れることになるのである。此の結果買入れたA地に對しては納稅する義務がないが、人に賣渡したB地に對しては、相變らず畝捐を納付せねばならないことになる。

調査で發見しなかつたが極端に云へば納稅面積が所有面積より大きい事もあり得る譯で、理論的には土地はないけれども、畝捐も納付する奇現象さへ呈出されるものと想像されるものである。

滯納畝捐收據存根			
凌源縣公署	區	鄉	村民
爲存根事今有第	期加罰國幣	元	角
滯納畝捐第	收據外載此存查		分如數收訖除發給
康德	年	月	日
收據人			

財字第 號 元 角 分

滯納畝捐收據			
凌源縣公署	區	鄉	村民
爲發給收據事今有第	期加罰國幣	元	角
滯納畝捐第	如數收訖除發給存根外發給收據爲		分
康德	年	月	日
收款人			

不收工本費

畝捐執照			
熱河省公署	縣	區分駐所	鄉
發給執照事茲查	畝	分共應納	年分畝捐
花戶等地	元	角	厘業經如數繳齊須至執照者
國幣	分	經理員	經徵
康德	年	月	日

此聯發納捐收入執

凌字第 號

畝捐執照報驗			
熱河省公署	縣	區分駐所	鄉
報驗事茲查	畝	分共應納	年分畝捐
國幣	元	角	厘業經如數繳齊須至報驗者
康德	年	月	日
經理員			經徵

此聯呈省公署備查

凌字第 號

畝捐執照存根			
熱河省公署	縣	區分駐所	鄉
存根事茲查	畝	分共應納	年分畝捐
國幣	元	角	厘業經如數繳齊須至存根者
康德	年	月	日
經理員			經徵

此聯留縣署備查

契字第

三四二

熱屬發特別契執據											
承業人姓名	不動產種類	坐落地名	畝數	四至				典當價值年限	倒兌價值	原契幾張	立契年月日
				北至	西至	南至	東至				
				至	至	至	至				中華民國 年 月 日
出典人 中人											
給											

契字第

號

省發字第七三三六號

地 照	
熱河省政府 發給地照事、今據蒙人于立仁承領喀喇沁旗坐落地一段四至列後十畝應繳大洋三元業經如數收訖除當 裁契冊及分填存根繳驗各聯存查外合行填給地照永遠營業須至地照者	
四至	東至 西至 南至 北至
弓尺	東邊 西邊 南邊 北邊
中華民國二十一年一月一日	
右給承領人于立仁 收執	
發照官凌源經界分局	
核收二五經費 七角五分	
核收照費 五分	

省發字第七三三六號

立兌契文約人李全因耕種不便今將自置熟地一段坐落城子後北山、計開四至東至 西至 南至 北至 經中人說妥免於于顯名下永遠為業任其
自便、言明免價大洋六拾元整、筆下交足每年錢租每畝百文畝捐二畝隨地交納別無雜項兩家情願各無返悔、恐口無憑立此為證

○ ○ ○ ○

中人 于立仁 于顯

○ ○ ○ ○

光緒十七年八月二十日

立杜絕賣契文約人○○○因手乏無湊、今將自置熟地一段計○○畝坐落○○○自煩中人說妥、情願倒賣與○○○名下耕種永遠為業、同中言明
地價○○○筆下交足每年秋後交蒙古租料五斗別無雜項、日後蓋房栽樹穿井立陰陽宅一由置主自便與業主無關、此係兩家情願各無返悔恐口無憑
立此為證

三四三

宣統
年
月
日
立

大洋租五分

立

六 康德元年度に於ける農民收入

番號	調位	主產物	副產物	現金收入
1	粟	大豆	黑豆	小作料
2	斗	梁高	豆黑	借入金
3	斗	子穉	豆小	質入金
4	斗	子穉	蕎麥	工賃
5	斗	子穉	合計	阿片
6	斗	子穉	計蔬	雜收入
7	斗	子穉	菜穀	穀上物
8	斗	子穉	草穢	合計

右表に依れば鴉片收入の現金收入に於ける地位が如何に重大であるかが伺はれる。即ち調査番號の2は現金收入總額が三七・三〇圓であるのに其中の阿片收入は二四・〇〇圓の多額に達し、同じく6は現金收入六五・一〇圓であるのに其中阿片收入は四五・〇〇圓であり同じく20は現金收入一一・二・八〇圓なのに阿片收入は一〇八・〇〇圓である。今之を綜合して見るに阿片耕作者の總現金收入が二、四一八・四二圓なのに阿片收入が一、〇七八・〇二圓であつて四四%以上を占めてゐる。

之に對して粮石賣上の現金收入は實に僅少なものである。調査番號21の四一・〇〇圓を筆頭に28の二十圓15の一九・七〇圓、16の一四・五〇圓の二一・〇〇圓が主なるもので而して穀物耕作者の現金收入二、一九七・六二圓の三・八%しか占めてゐない。即ち穀物の賣却餘力が極少であ

ることを物語るものである。

借入金及び質入収入は何れも農民收支に於ける赤字を示すものである。今調査せる二十八戸の中康徳元年中に於て借金をなせる者は調査番
號の1、5、9、11、12、13、14、15、18、25、27の十一戸で同じく康徳元年に於て質入をなせる者は調査番號の2、6、8、15、18、22、
23、21、26の九戸である。全然借金も質入もない者は調査番號の3、4、7、10、16、17、19、20、24、28の十戸である。詰り殆ど三分の一
は赤字を出してゐることになる。

(註) 原來農民收入を精密に計算するには現物收入をも現金に換算せねばならぬのであるが併し現物に對する評價は其の時期を異にするにより其の差異が莫大
であり例へば穀類に於ては去年の十月中小米一斗に就き國幣一圓位であつたが舊正月直前に來は二圓を越し殆んど倍以上騰貴した。必ずしも正確
を期し得ざるのみならず現金に變らざる現物收入は結局農民の現物收入をその儘に表列した。農民の自給自給に屬する部分であるから農民收
支計算上之を現金に押収しなくとも大した影響はない様であるから茲では現物收入をその儘に表列した。

※ 尚ほ二十八戸の中工資收入を有する者が十九戸もあつて、自小作を問はず三分の二は勞働力を賣却してゐる状態である。

七、康徳元年中に於ける農民支出

調査 番號	現金支出																			計
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
穀類	野菜	副産物	薪炭	肥料	農具	役畜	傭人	主食物	副食物	被服	光熱	修繕	婚姻	葬	教育	醫藥	利子	祭祖	雜費	合計
1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	11.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00											

現金支出に於ける税捐は専ら禁煙特税と畝捐を指すのである。禁煙特税は從來縣公署が徴收して來たが康徳元年より蒙人の份と旗公署の徴
收する所となつた。原來禁煙特税は國稅なるが故に一畝に付國幣五圓と規定してあるが、十五里堡は何れも一畝に對し五圓二角を徴收され
のみならず、納付者に於て禁煙特税納付済の領收證を所持せるものは一戸もなかつた。聞けば其の中の二角は區長や牌長のポケットに遁入るべ
き小費であり、領收證は從來よりないから貰つてゐないのだと云ふ。何しろ之に關する證據書類は少しもないので只嘔然たらざるを得ない、
畝捐は縣旗によりて異なり、縣は一畝に付き六角一分、旗は一畝に付き七角五分を徴收した、併し縣公署の財務局に入るべき部分は只純粹の畝
捐一角六分、保甲辦公費(縣公署豫算には列してゐない)。の五分、計二角一分だけであるから殘る四角は結局村費である。即ち村費は正税
たる畝捐の二倍半である。

旗の徴收する畝捐は何分領收證がない爲に、一畝に付七角五分の内容は判明しない。只村民の話によれば七角は旗の畝捐、辦學費や警甲費
や辦公費等であり、殘る五分の中、二分は屯連の小費、三分は區長の小費であるさうである。

(註) 旗公署徴收畝捐の内容を判明せんが爲め旗公署行を計費したが途中危險の爲に中止した。

肥料は多く家畜の糞尿及び拾取に仰ぎ、現金で之を購入するのは僅か調査番號1、17、21の三戸だけで、而も其の額は僅少なものである。

農具は去年中に於ける購入を修繕及び償却を算入したのであるが、農民の記憶が朦朧してゐるから、必ずしも正確な數字とは確保し得な

役畜には役畜の借用料と飼養料を含めてあるが、飼養料は多く農業副産物に仰ぎ、借用料も大部分は労働交換を條件にしてゐるから、表には重要な數字が出なかつた、尤も農村労働問題を徹底的に調査するには、勿論交換労働や現物労働をも密に検討する必要であるが、この度の調査は日數の關係から、遂に夫れに及ぶことを得なかつた。

傭人には年工、月工、日工を含めてあるが婦人勞働は阿片收穫に於ては完全なる一人前であり、去年に於ては最高一日五角を突破したと云ふ。表に列べる傭人支出は阿片に於ける婦人勞賃が大部分である。

今肥料、農具、役畜、傭人を一括して農業生産費となし、而して其の農業經營者の現金支出總額に對する割合を見るに約一八・九九%に當る。

現物收入を其の儘自家消費せるものとしてあるが、調査番號の15、21、22を除いては何れも主食物が缺乏して現金購入を已むなくせられてゐる。殊に穀物收入のない調査番號の3、7、8、13、19、28は所要主食物の全部を現金購入に仰いでゐる譯で、従つて其の主食物に對する支出額も相對的に莫大である。即ち調査番號の7は現金總支出の六六%を占め、同じく28は六九%を占めてゐる。穀物收入のあるものでも、調査番號の4は現金總支出の殆ど八〇%を占め、同じく5は其の八四%を占めてゐる。而して二十八戸の主食物に對する現金支出の現金支出總額に占める割合を見るに、平均約三〇・四五%に當る模様である。副食物の中野菜は多く自家生産のものを其の儘消費するのであるが、食鹽、粉條、香油、酢、豆油、糖、肉、酒、菓子等は現金購入に待つものが多い。而して其の現金支出總額に對する平均割合は一〇・三八%である。被服は大尺布や花旗や坎布を原料にして自家で仕立てて着用し、買入靴は多く國華牌や太陽牌のゴム靴である。

光熱費はラムプ用石油が大部分を占め、燃料は山野より拾収するものが多い。只調査番號の9は五・一六圓、13は三圓、14は一・七二圓、6は二圓、7は九角、5は四圓、26は三・二〇圓の杵子や高粱桿を買入れてゐる。

今主食物、副食物、被服、光熱に對する支出を生活必需の支出として、其の現金總支出額に對する割合を見るに約五〇・九六%に當る。

冠婚葬祭に對する支出は平均七・四七%に當るが、調査対象の1に對する調査結果は、祖先崇拜の觀念は蒙古人にも普及したらしく、調査番號の16を除いては貧富を問はず祖先祭祀に對し支出をして居る其の額は僅少であつて、平均僅か〇・九%に當る。

教育費支出の少ないことは同時に失學兒童の多いことを物語るものであるが、十五里堡の私塾には去年生徒が十名も居なかつたさうであるから全く思ひ半に過ぎる。

から全く思ひ牛に近きもの。醫藥費の支出も僅少であるが之は決して罹病者の少ないことを立證するものでなく罹病しても全く治療するに由がないのと大抵病氣は醫者にかけることなしに我慢してしまふからである。下痢や腹痛や頭痛、感冒や胃腸病のやうなものに對しては阿片を無上の靈藥と信じて居るやうで、現金購入を待たざる自家生産の阿片が寧ろ、藥として餘分に使はれるやうである。尙ほ茲に附記して置き度いのは、二十八戸の中何れも阿片の嗜好に對する支出を掲げてゐないが、村内の識者の密談によれば最近窮乏の爲め阿片の吸飲を不經濟と悟り、阿片を煎じて其の汁を皮下に注射することが案出され、全村で約二十三人が其の注射に中毒してゐるさうである。而も注射は吸飲よりも五分の一以上安く済む爲に、吸煙中毒者はどしどし注射に轉向してゐる状態ださうである。最後に雜費とあるのは調査番號の6、7、19は菸の買入であり24、9は借金の返還であり、後は皆日用家具の購入である。

2	1	番調 號查
		犁
		碾
		磨
		靴
		車風
		槽石
		槽木
	—	鎬
—	—	鎌
	—	鋤
		鋤鐵
	—	銑木
	—	籬籬
	—	箕腹
	—	篩
	—	筐擡
	—	筐挑
	—	車土
	—	架駝
	—	罐卯
		撥扁
—		叉莢
—		筐莢
		斧
		鋸
		子耙
—		其他

九、現在所有家畜数

調査番號																調査番號																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	平均	合計	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	平均	合計	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

調査せる二十八戸の所有家畜数は馬一匹、牛七匹、羊三十一頭、騾馬六匹、驢馬八匹、鶏三十五羽、豚二十四匹である。従つて平均馬は二十八戸に一匹、牛は四戸に一匹、羊は一戸に一〇一頭、騾馬は十四戸に三匹、驢馬は七戸に二匹、鶏は一戸に一・二五羽、豚は七戸に六匹の割合である。之等の家畜は部落間に於ける自由賣買によつて入手せるものか、又は自家生産の者が多く、牲畜税のかゝれる者は殆どなかつたやうであつた。

十、間接税負擔状況

農民の幾何の間接税を負擔してゐるかを算出することは勿論至難な事であり、課税が果して租税理論通り轉嫁したか、又は所要物品を獲得するのに村落間に於ける自由取引によるか、取引市場に於ける公然の賣買によるかは全く不明であるが故に、之を一概に課税されたものとして推算するのは寧ろ危険である。併し酒、菸、鹽、棉布は一應規定により課税され而かもその課税は理論上消費者に轉嫁すべきものと考へるゝか故に之が負擔額を算出するには必ずしも困難ではない。粗石税は多少事情を異にし、村内又は村落間に於ける自由取引による者が多いようであるが、茲では多少無理を犯し一律に取引に當り課税されたものとした故に、之等間接税の算出基準は次の如である以下（凌源縣地方財務機關特別調査事績報告書による）

一、粗石税 粗石を粗糧と細糧とに分け、前者は從價百分の一、後者は從價百分の二、外に教育基金各一成（割）を附徴し、斗用として前者は一石に付五分五厘、後者は一石に付一角一分を課す。

一、菸 税 菸税としては移入菸に課する菸税と本縣產菸に課する產菸公賣費とあるが、所要菸を一律に本縣產と假定し、百斤に付三圓、附加税として教育基金二成を徴するが故に毎斤〇・〇三六圓の負擔となる。

一、酒 税 酒に對しては酒捐と酒公賣費を併徴するのであるが、前者は半池に付、一年千十六圓五角六分八厘を課し、後者は半池の年產出酒量を六一・五〇〇斤と看做し、十斤に付一角を徴し、而も何れも外に教育費二成を徴するのであるから、都合酒一斤に付〇・〇三二八三圓の負擔となる。

一、綿紗統税 所要棉布を國內產と假定し、その一捆の重さを百六十一斤のものとするれば、之にかける統税は百斤に付二百圓七角五分であるから、一疋（一捆二十疋）に付約〇・二二五圓の負擔となる。

一、鹽税、熱河省内に消費される鹽には蒙鹽と海鹽とがあるが、凌源縣は海鹽の消費區域に屬するを以て、之にかける鹽税を百斤に付六圓である。

今以上の基準によつて農民の間接税負擔額を推算せば次表の如くなる様である。

調査 番號	粗石税	菸税	酒税	綿紗統税	鹽税	合計
1	0.05	1	0.05	0.05	6.00	7.15
2	0.05	1	0.05	0.05	6.00	7.15
3	0.05	1	0.05	0.05	6.00	7.15

調査番號	形態	現金収入	直接税額	直 税	間接税額	間 税	合 計
1*	自 小	圓	圓	%	圓	%	%
平均	平均						
28	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
27	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
26	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
25	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
24	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
23	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
22	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
21	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
20	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
19	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
18	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
17	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
16	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
15	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
14	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
13	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
12	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
11	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
10	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
9	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
8	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
7	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
6	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
5	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
4	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

十二、康徳元年に於ける現金収入に對する直、間接税負擔額百分比

調査番號	形態	現金収入	直接税額	直 税	間接税額	間 税	合 計
1*	自 小	圓	圓	%	圓	%	%
平均	平均						
28	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
27	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
26	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
25	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
24	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
23	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
22	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
21	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
20	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
19	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
18	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
17	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
16	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
15	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
14	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
13	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
12	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
11	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
10	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
9	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
8	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
7	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
6	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
5	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
4	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
2	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

上表によれば直接税額の百分比が割合に大きいが之は禁煙特税を直接税に算入したからである。間接税額は總て前表の推算額に據つた。

十二、不動産取引に於ける特殊慣例

- (一) 賣地不賣捐(買地不買捐)の慣習前述したから省略する。
- (二) 賣地不賣租の慣習 原來蒙地には福分地、生計地、白楮地等があるが、本屯土地は殆ど全部生活の基本手段として王爺から人民開放地より劃留分給された生計地である、故に授けられた當初に於ては、蒙古王爺に對して、夫々蒙古租料、詰り地租子を納めてゐたそうであるが年月の経過に従つて王爺に納付することを怠り、又は免除せられ、授けられた原業主の取得收入する所となつた。然るに土地の取引に當つては、形式上之を忌避し、殊更他の蒙地に放つて恰かも租子を王爺に納付する様に取引が行はれるのである。それで、土地に付てある租子の納付義務は土地の譲渡に従つて譲受人に歸するが、その取得權利は飽くまで譲渡人の手に保留され土地がAからB・BからC・CからDに轉々と譲渡された時でも、租子取得權は常に夫々の譲渡人に保留されるのである。詰り、土地はAからBにBからCにCからDに譲渡されるが租子は反對にDからCに納め、CからBに納め、遂にBから原業主たるAに納めるのである。勿論かかる過程を経ずにDから直接Aに納付することもできぬことはないが、夫は全く契約の如何によるのである。税契せざる白契を見ると殆ど漏れなく「毎年錢租每畝百文」とか「秋後交蒙古租料五斗」とか「隨地交大洋租五分」とかがあるのは即ちかかる特殊なる慣習存在を物語るものである併し租子は形式上保留されてゐるが、その額は極僅少なもので「大洋五分」とか「每畝百文」とかしかないから實質上全く意義のないものである。

(三) 賣買によらず「免」又は「例免」による。

原來生計地は蒙古人の生活を保障する爲めに授與された土地で清朝時代には蒙地開放に對して消極政策を取つた爲め、之が譲渡は勅令で禁止された「嗣後母再行留客民人多墾地及將地畝典給民人」(會典事例卷九七九乾隆年間然るに蒙古人は土地耕作に就ては不慣であり、之を漢人に賃貸し料金を貰つて生活する方が比較的安逸だつたので、生計地は上記の禁令あるにも拘らず段々と人手に渡される所となつた。勿論其の當初に於ては短期の「租」とか「當」とかであつたが、耕作者の土地所有欲の増進につれて段々長期となり、更に地主對耕作者の債務累積につれて遂に死契たる「免」にまで進展して來たのである。之を賣買と云はず免と稱するのは全く清朝に於ける土地譲渡禁止の勅令に對する忌避からであつて他に意義はないやうである。免は兌換、交換の意味を有し、詰り土地と現金との交換に外ならないから「免」に

よる土地の譲渡は實質上所有權の移轉であると云はざるを得ない。前述の賣地不賣租の慣習も、勿論王爺に納付せる租料の名義として残つてゐるのであるが、或る程度迄は譲渡禁止の勅令に對する忌避から來るもの(租子を要求する權利のあるのは貸したのであつて賣つたのではない證據だと主張せられる所から)とも云へるのである。土地譲渡の契約書の始めに「立免契某」立例免契」と頭書してゐるのは、かかる特殊な慣習を表示するもので、「立賣地契」又は「立杜絕賣契」と頭書したのもあるが、之等は已に勅令に對する忌避から脱却したものと云へよう。

十三、免地に就て現に享有しある權利は所有權であるか永小作權であるか

原來蒙地の所有權は那邊に有りや。旗長の徵收する地租は小作料りやな將又租税なりやに就ては議論のある所で、殊に現在に於ては滿洲國の土地制度を確立する先決問題となつてゐる。清朝に於ては蒙古を懷柔する意味で順治五年「文量分給外藩邊外地畝令各守邊界不許越境」(會典事例卷一六一)の法令を出し蒙古王公に對し領地支配權を確認したが、かかる法令を今日まで生かす事は客觀的情勢が許さないでらう。蒙政部の解釋に従へば蒙地は王爺の所有に屬するものであり、現在權利享有者の享有しある權利は單に永小作權であり、その納める租子は私人財産の賃貸料であるやうであるが併し現在耕作者の享有し得る權利は賣却、處分等已に永小作權の限界を越へてゐる許りでなく、租子が小作料であるとするれば何故その十分の四を國庫に歸屬せしむるか、軍閥の壓迫によると云へば、それまでだが理論上解釋に苦しまざるを得ない。蒙地に關する全般的議論はさておき今吾人の調査せる十五里堡の土地に就て、その權利を表示する唯一の材料たる免契に基き、その享有しつがある權利が所有權であることを立證しよう。

- (一) 永遠爲業の字句あること 詰り永遠にその所有となすの意であつて所有權を表示する最も顯著な字句である。
- (二) 任其自便の字句あること 即ち其の一切をその自由に任かすの意で詰り蓋房、栽採、穿井、立陰陽宅等一切の處分をなし得るのである。永佃權であれば滿洲國民法第八百四十五條によると永佃權者は土地を他人に出租することを得ずの規定があり土地の貸付さへ出來ないが、併し十五里堡に於ては出租、出當許りでなく出免、杜絶出賣等が公然に行はれ、契約書には何等之を禁止する字句を發見しない。
- (三) 永佃による土地使用の範圍は耕作と牧畜に限られてゐるが(民法八百四十二條)免契に従へば木を植へやうが、墓を埋めやうが、家屋を建てやうが全く地主の自由である。地主とは買主を意味する。

(四) 永佃權であればその反對の給付として地主に小作料たる租子を支拂はねばならぬが(民法八百四十二條) 兌契には蒙租幾何、錢租百文の文句あるも、夫れは實際上小作料に相當しない極僅少なものであるのみか、單に王爺及び讓渡禁止の勅令に對する忌避からの名殘として殘つてゐるに過ぎない事は前述の通りである。而かも吾人は兌契にのみでなく、杜絶賣契に於ても蒙租幾何の字句あることを發見したから、租子幾何の字句あることを以て永佃權なりとなすのは全く當らないのである(前掲白契の様式參照) 況してや旗公署李顧問の談によれば、かゝる字句を書かなくとも取引に支障がないさうである。

(五) 土地の賣買に當り契約に賣買の字句を使用せず、兌又は倒兌の字句を用ひるも、兌契の内容は賣買の契約内容と何等變る所がないばかりでなく、賣買の字句を使用しないのは、全く土地讓渡禁止の勅令に對する忌避に原因することは前述の通りである。而かも吾人はこの忌避から脱却して堂々と「立杜絶賣契」なる字句を使用してゐる白契を發見したから、兌なるを以て永佃となすは當らないやうである。

(六) 永佃權の讓渡は民法八百四十三條の規定により許されてゐるが兌契には「自置土地」「自己土地」を某名下に兌するとの字句を用ひてゐるから之に従へば永佃權の讓渡でなく、自己所有の土地を讓渡することは明かである。

(七) 民法八百四十四條の規定によれば「永佃權人は不可抗力によりてその收益の減少又は皆無を來したるときは佃租の減少又は免除を請求することを得」とあるが兌地に就てはかゝる事例がなく兌契にもかゝる條件がないのである。

(八) 民法八百四十八條の規定によれば永佃權が消滅したるときは土地を原狀に回復すべしとあるが兌地に就ては未だ權利の消滅した事例がなく例へありとするも、一切の處分を任かせてあるから原狀回復は全く不可能である。

(九) 實際兌契の當事者は兌地に對し何れも永佃權を讓渡又は讓受けるとは觀念せず、自己土地の賣買なりと觀念してゐる。永佃に就ての觀念は全然ないと云つてもよい。

(十) 生計地は生計のために、その基本手段として、民人に佔耕せざるべく王爺から留與分給された土地であるから授けられた者から云へば所謂土地を領受したのであつて、理論上土地所有權は其の瞬間に於て王爺より離脱したものと考へられる。之に對する租子かあるとせばそれは永小作料と云ふよりも寧ろ土地を授けた王爺に對する感謝の贈物だと言ひ得やう。

況して現在では租子は尙餘所では留與の時から王公に對する納税の屯界義務を免除された者もあるさうである。原業主の取得ある所とな

り其の有無も問題でないから土地關係に就ては全く問題にならないのである。以上理由により吾人は十五里堡に於ける兌地に就て現在權利享有者の享有し居る權利は所有權であると斷定して憚らないものである。之を永佃權なりとするのは全く生計地と他の蒙地を混同するもので、生計地の本來の性質を理解せざるものと云はねばならぬ。

註 生計地の性質に就ては滿洲實地調查報告書(荒地) 第六款屯界を見よ。

六、金融

財政部 徐 水 德

目次

- 序 言
 - 一、本部落の概況
 - (一) 沿革
 - (二) 現況
 - 二、本部落に於ける個人貸借狀況
 - (一) 概説
 - (二) 借金の方法
- (三) 借金の用途
- (四) 借金の返済方法
- 三、凌源縣城に於ける金融狀況
 - (一) 概説
 - (二) 凌源中央銀行支行
 - (三) 凌源興濟當

序 言

茲に統計處主催下に行はれたる第一次滿洲國鄉村社會共同調査に小職不適任ながら金融事項調査擔當者として參加し去る二月二十八日第三班員の一人として新京を出發し三月一日晚間調査の目的地たる熱河省凌源に到着、三月二日縣公署に於て調査部落の概況を聴取、翌三日縣公署のトラックにて縣城を去ること十五滿里の西方にある「十五里堡」なる蒙古人部落に乘込み此處に滞在せしこと約十日間、此の間農民の金融實體調査に全力を注ぎたるも部落民の本調査に對する理解が十分でなかつたのみならず却つて一種の疑念を抱き吾々の質問に對し充分且つ眞實な回答を與へられなかつたため農村金融の實體を把握し得なかつたことは遺憾に堪へない。

此の正確な資料に基いて纏め上げたのが即ち本調査報告書である、従つて本報告書は農村金融の本體を知らんと欲する者には大した價值はないが何等かの参考になれば幸甚の至りである。

一、本部落の概況

(一) 沿革

本部落の歴史は今より二百餘年前、外蒙^{ウリヤサヤン}烏里雅蘇台より熱河省内喀喇沁左旗南哨に移住せる于氏といふ旗民が子供三人を連れて更に南哨より本屯に來住せしときに始まる來住當時本屯一帯は全く荒蕪地であつたため偶々附近に來住せる漢人を招して之が荒地開拓に従事せしめた。是より稍々遅れて南哨より王公の移住許可を得たる蒙人來住せしに至つてから此等蒙人をして放牧生活より農耕生活に轉向せしめるため漢人と同様に荒蕪地を開拓せしめ一定の小作料納付を條件にして土地の耕作を許可したのである。當時の土地貸借關係は貸貸借又は永租權の如き特殊な權利關係ではなく單に口頭により一定の條件の下に一定の土地を耕作せしめると云ふ單なる事實關係であつたが時代の經るに従つて此の單純なる耕作事實關係は次第に權利化して行つて遂に今日では「倒又は免」の如き土地の轉賣が行はるに至つた。

「倒又は免」とは土地所有者が一定の租料納付なる條件の下に自己の土地を他人に賣渡することである。土地の賣渡に於て賣主が買主に對し爾後尙年々一定の租料納付を要求し得る權限を有することは現代人には甚だ不可解のことであるが之には深い歴史的並に法律的緣由がある。元來熱河省内の土地は普通の一般民地ではなく所謂蒙地と稱せられその土地の最高所有權は蒙古王公にある、従つて王公に對し忠節を盡せることに對する生活保障として王公より生計地、旗民生計のために永久に與へられたる土地を賜つた旗民はその土地に對する所有權はなく只占有權のみを有するに止まる、而して旗民に下賜されたる生計地は旗民の生計を保障する趣旨に出たるものであつたから之が漢人の手に移るのを防止するが爲め清朝時代に生計地の賣買禁止勅令が發布され土地の賣買讓渡が事實上禁止されてゐたのである。然るに貨幣經濟の發達に従つて旗民の中財政的窮乏を訴へた者現はれ之が打開策として自己の土地を他人に賣渡すより外に道がなかつたので茲に於て土地の賣買が行はれるやうになつた、然るに旗民の土地賣買は勅令によつて禁止されてゐた關係上之を「カムフラージ」するため土地耕作貸借の場合と同様に賣主は買主に對し依然一定の租料納付を要求する權利を保留してゐた。此の租料の納付は賣主買主兩方の合意によつて決定されたもので一旦決定されたる租料は爾後變更されることを許されず従つて買主より更に第三者に土地が賣渡された場合にも第三者は原定租料を元の賣主に納付すべき義務を負はされてゐたのである、かやうに租料納付なる義務の存在することによつて「倒又は免」に依る土地の移轉は現代法上に於ける土地所有權の移轉でもなければ亦永小作權の設定でもない、是實に蒙地に特有な土地移轉制度と言はねばならぬ、而して租料の性質については實に困難な問題であつて未だ之を究めた者なく寧ろ今後に残る一研究題目である、然るに租料の歴史的社會的意義は漸次喪失して行つたことは事實で最近に至つて「倒又は免」の契約書に於て「租料納付」なる文字を特に搜入せざるも何等差支へなく事實上無租料契約が盛行はれるやうになつた。是「倒又は免」による土地移轉が漸次に土地所有權の移轉に接近して來た一證左であると言はねばならぬ。

(二) 現況

本部落は現在凌源縣第一區十八里堡牌の管下にある蒙人部落であつて縣城を去ること十五滿里（日本里二里半）の西方に位し、後方に山岳を控へ、前方には大凌河が西より東へ流れて居り、川のすぐ向ふには又山があつて部落は丁度前後兩山岳の間に細長く東西へ延びてゐる、部落の間を本年一月十五日滿鐵建設局の手で假營業を開始した凌源—平泉間の鐵道線路と鐵路總局經營平泉、承德行バスの疾走する國道とが走つてゐる、治安關係は部落が縣城を離れること僅かに十五滿里の地點にありしかも鐵道と國道とが通つてゐる關係上頗る良好である。

部落民は殆ど蒙古人で漢人は總戸數五十四戸の中僅か二戸である。人口の數は全部二百五十七人でその中讀書の出來るものは僅かに四十三名に過ぎない、今その姓別戸數を見るに次の通り

蒙人

于氏三七戸、張氏一〇戸、梁氏一戸、李氏一戸、朱氏一戸、白氏一戸、薛氏一戸、計五十二戸

漢人

李氏一戸、穆氏一戸、計二戸

右の中于氏は前にも述べたやうに今より二百餘年前に來住したるものでその戸數最も多くその次に來住したものは張氏である。其の他は大體それ以後に年代を同じくして移住して來たと言はれてゐる。

彼等蒙古人は一見滿人と判別出來ない程流暢に滿語を操りその服裝も全く滿人と同様なるのみならずその生活様式までも滿人化してゐる、蒙古人の象徴たる遊牧なる面影は今一つもなく凡て農耕に従事してゐる、今その階級別戸數を見れば次の通り

自作農

二八戸

日工（雇農）	一三戸
雜業者	五戸
自作兼日工	三戸
自作兼小作	二戸
小作兼日工	二戸
小作兼雜業者	一戸
計	五四戸

右の階級別戸數の中最も多きは自作農の二八戸でこれに次ぐものは日工の一三戸である。一般に自作農の多きは部落民の生活的餘裕を意味し日工の多きは部落民の貧困を物語るものであるが本部落民の生活状態は概して普通並でその日暮しに困つてゐるものは割合に少ない、何故ならば自作農は多少金銭的缺乏を感じる事があつても自己の土地を耕作することによつて自給自足生活を維持することが出来る、亦日工は耕作すべき土地がないために日常の生活が甚だ不安定ならざるを得ないが農繁期に於ては自己の部落内又は隣接部落の自作農に雇はれ日に約三、四十錢の工賃を得ることが出来る其以外の時期に於ては凌源縣城に赴き臨時的工夫として雇はれ日に四、五十錢の工賃を得て其の日の生活を営むことが出来る、彼等の生活は自給自足といふよりも寧ろ既に貨幣經濟生活の圈内に引込まれてゐる所謂近代の意味に於けるプロレタリアのそれに類似してゐるがプロレタリアのやうに常に失業の波に脅されることなく部落より縣城へ縣城より部落へと移動して就業することが出来る。

全部落民の生活状態を概観するに彼等は全體に於て自給自足生活の域を脱せず只租税の納付、冠婚葬祭及日常の生活必需品たる石油、鹽、燐寸、綿布又はお正月、お節句の食用に供すべき豚肉、粉條子等の購入にのみ貨幣が必要となり其の限りに於て貨幣經濟と交渉してゐる、彼等が貨幣を獲得する方法には種々あるも自作農は通常自己の生産せる農産物の賣却又は自己の土地を擔保とする借金方法によるのであるが日工は専ら自己の勞働によつて貨幣を獲得するのである。

一般に農民の貨幣的收入が貨幣的支出に應じ得ないのは通常であつて之がために農民は絶えず借金なる重荷を負はされるのである。是は歴

史の發展法則の然らしむる所であつて前時代的社會構成要素たる農民階級の當然に負ふべき宿命的十字架である。本部落民と雖も此の歴史の發展法則の作用から脱却することが出来ず他の諸國諸地方の農民と同じやうな運命に置かれてゐる。彼等は滿洲國幣又は補助貨を手に入れる機會殆どなく無貨幣社會の觀がある。事實上彼等は自給自足状態に置かれてゐるが故に貨幣がなくても生活が出来る。只前述の租税の納付及生活必需品の購入に際し貨幣は始めて彼等に取り必要となつて来る。自給自足の生活資料の主なるものは高粱、粟、大豆等で若干の農家は「ケシ」の栽培によつて生活資料を獲得してゐる「ケシ」の栽培は自由制ではなく凌源縣臨時禁煙指導分局長より別紙の如き様式の許可證を下附された者に限り之が栽培を爲すことが出来る、而して「ケシ」より採集せる生阿片は凌源縣内の大満公司に賣渡することになつてゐる。

村第 231 號

甘 結 凌 源 縣 一 區 所			
種 煙 人 姓 名	于 永 慶	種 戶 地 址	十八里堡牌十五里堡村
請 種 煙 地 畝 數	參 畝	種 煙 地 址	十里堡牌十二里堡村
		種 地 段 數	貳 段 第 號
康 德 元 年 四 月 二 十 四 日		具 結 責 任 者 村 副 正 張 富 山 印	
右 列 所 種 煙 地 照 准			
康 德 元 年 四 月 二 十 四 日			
縣 臨 時 禁 煙 指 導 分 局 長			
印			

查 存 戶 種 聯 戊

（此甘結務須保管一年）

二、本部落に於ける個人貸借状況

(一) 概 説

本部落は未だ自給自足の状態にあるが故に貨幣經濟の動脈たる金融機關の發達する餘地全くなく、又農民の膏血を搾るやうな高利貸も存在しない。只農民は貨幣的需要の生ずる場合通常後述する凌源興濟當なる質屋を利用する外同縣、同村又は隣縣、隣村の同族、親戚朋友等より借用するのである。借用金額の多いときは一口に付百元以上に上ることがあり、最低は十元内外のものがある。通常四、五十元程度の借金が最も多い。是蓋し貸主は莫大な貸附資本を擁する高利貸ではなく餘り資金を有せざる借主の親戚、朋友の間柄であり従つてその貸附は何等の擔保も保證もなく只親族關係、友誼等の道義的觀念に基く信用貸付であり、又貸借は生産條件の改良又は再生産の正常的過程を保證する爲めに行はれるのではなく、生存維持の爲めに或は租稅支拂の爲めに或は一切の冠婚葬祭の費用支辨の爲めに行はれるのであるからである。

今般の調査戸數五十四戸の中特に典型的な農家十二戸を選んで個人貸借狀態を調査した結果によれば十二戸の中貸主は僅かに一戸にして貸付件數は二件、貸附金額は僅かに十五元に過ぎない、而して借主は九戸の多數を占めその件數も十五件の多きに上り、その内現金借用は十三件にして總金額は四百二十元三角の多額に上り。現物借用は二件にして總數量は高粱一石四斗である。現金借用金額の内前年中借入額は壹百參拾七元八角にして前々年よりの繰越負債額は貳百八拾貳元五角の多額を占めてゐる。斯くの如く農民が負債の重壓に喘いでゐることは敢へて滿洲農民のみに限らず世界各國農村に於ける共通の憐むべき現象である。此の現象は歴史的發展法則の作用から派生したものであるが故に之が絶滅を期するには亦此の法則の力に求めなければならぬ。

試みに今般調査した十二戸の個人貸借狀態を表で示せば次の通りである。

貸主番號		貸付先住所氏名		貸付年月日	貸付金額	擔保保證	利息	期限	備考
二號	(自作)	于真波	(本屯内)	陰曆 大同二年一月	一〇〇〇	無	月三分	無	同族
同上		于成合	(本屯内)	大同二年一月	五〇〇	無	月三分	無	同族
計					一五〇〇				

現金、現物 借入表		借主番號	借入先住所氏名	借入年月日	前々年より繰越負債	前年中借入額	前年中借入現物	擔保保證	利息	期限	用途	未済額	備考
二號	(自作)	劉福慶	(收稅員)	陰曆 大同二年十月	五〇〇〇	—	—	友人保證	月二分	無	不明	五〇〇〇	
同上		白玉泉	榮縣	康德元年七月	—	五〇〇〇	—	無	無	無	不明	五〇〇〇	親戚
同上		楊鴻義	義縣	康德元年四月	—	一〇〇〇	—	無	月三分	一年間	生活費	一〇〇〇	養家
同上		凌源興濟當	凌源縣	康德元年五月	—	七八〇	—	衣服腕輪	月三分	一年間	生活費	七八〇	
九號	(自作)	朱源氏	(司法官)	五、六年前	三〇〇〇	—	—	土地三畝(押地)	年三割	無	生活費	三〇〇〇	
同上		凌源縣	凌源縣	康德元年	—	五〇〇〇	—	土地三畝(押地)	年三割	無	母死亡	五〇〇〇	
一七號	(自作)	凌源縣	凌源縣	民國廿年十二月	三四五〇	—	—	友人保證	月三分	無	生活費	三四・五〇	
同上		楊源	清縣	民國十八年十二月	一〇〇〇	—	—	友人保證	月三分	無	生活費	一〇〇〇	
同上		凌源縣	凌源縣	康德元年七月	—	—	—	高粱四斗	月三分	無	生活費	四斗	
一八號	(自作)	平泉縣人	平泉縣人	大同二年四月	六〇〇〇	—	—	薛氏保證	月三分	無	結婚	六〇〇〇	薛氏を經由租借
一九號	(目工)	李氏(地主)	城子	大同二年十二月	一〇〇〇	—	—	無	月三分	無	結婚	一〇〇〇	親類
二七號	(自作)	王昌明	(農家)	三年前	五〇〇〇	—	—	無	年三割	無	生活費	五〇〇〇	親類
四二號	(雇農)	于德海	(自作)	民國十五年十一月	三八〇〇	—	—	無	年三割	無	負債返還	三八〇〇	同族
四八號	(自兼小作)	凌源縣	凌源縣	康德元年十二月	—	二〇〇〇	—	無	月三分	一年間	借金返済	二〇〇〇	親戚
同上		平泉縣	平泉縣	同上	—	—	—	高粱一石	月三分	一年間	過年食用	(一石)	親戚
計					二八・二五〇	一三七・八〇	一石四斗					四二〇・三〇	

(一) 借 金 の 方 法

前にも述べた様に本部落には自作農がその大多數を占め小作農は殆ど存在しない、偶々小作契約に似たるものを發見するも、それは通常の貸貸借契約に於ける小作關係ではなく、分益小作の一種である。本部落では之を榜青と稱し、小作契約は悉く此の榜青なる形式によつてある。榜青とは土地を有するも勞力の無い者が、勞力あるも土地を有しないか又は有するも不足を感じるものに對し自己の土地を貸し與へて耕作させ、それよりの收穫物は兩人で折半分配し税金は折半負擔するといふ契約である。此の場合土地を貸すものは地主の地位にあり土地を借り受けて耕作するものは小作人の地位にあるから分益小作の一種と解することが出来る。本部落に於ける「ケン」栽培は全部此の榜青なる形式によつて行はれてゐる。

斯様に本部落の農業經營は自作又は榜青なる形態を採るのであるから農民生活は益々自然經濟に結び付いてゐる。従つて次年度に於ける再生産のため原料たる種子は是亦自ら準備するのである。即ち通常その收穫物の一部を種子として殘し以て再生産の正常的過程を維持して行くのである。かかるが故に借金をして種子の購入をなすが如きは彼等の思ひにも寄らないことである。彼等が借金をなすのは最も直接的に必要な感ずる生活のためであり、又は彼等が一生に於ける最重要事たる結婚のためである。文化の低き従つて迷信の深き民族ほど冠婚葬祭に莫大なる費用を支出するものはない、彼等が負債の奴隷となつた原因の一半は確かに此處にもある。

斯様なわけで昨年春凌源縣に對し春耕資金として拾萬元を割當てられたるも未だ之を利用した者がない、此の農民の春耕資金に對する不必要の觀念の外に貸出金額の少額なることと手續の煩雜なることが手傳つて益々之が利用を妨げてゐる。聞く所によれば貸出金額は普通畑一畝に付三、四角で大煙地(ケン栽培地)一畝に付最高二圓内外である。その上牌長又は警察署長の保證を要するといふ、只でさへ春耕資金の利用を餘り喜ばないのかやうな煩雜な條件が附加されてゐるために益々之を利用する者なく、農民は必然的に自己の親戚、朋友又は貸出手續の簡單な質屋に赴くのである。凌源縣に割當てられた拾萬圓の春耕資金が今日に至つても未だ之が貸出を見ないのは全く之が爲めである。嘗つて緩中縣下の或る農村を調査せし際春耕資金の貸出はあつたがそれは全部村長の借用する所となつて肝要な農民は一厘も之が借用をした事實がなかつた。春耕資金が農民に對し餘り效果を持たなかつたことは此の簡單な事實によつても知ることが出来る。農民の借金は暫々述べた様に生活費の爲めになされるのであるが故に最もその必要を感じる時期は通常舊年末である。

農民は此の場合同族、親戚の許に走り借用するのを常とする、親戚關係である關係上何等の擔保も保證もなく只相手を信用することによつて貸借が行はれるのである、従つて借用金額も少額であり通常四、五十元程度である。又期限もなく借主に金が出來次第返済するのが普通である。利息は普通並に月三分で或る場合は利息なしで貸與することもある。

親戚以外の者より借金する場合は朋友の保證によつて借用する場合と土地家屋の擔保によつて借用する場合との二つがある、朋友の保證による借金は通常借主は朋友に依頼し貸主を見出し、單に友人の口頭保證に依つて貸借が行はれるのであるが、或る場合は左の如き證書(欠帖)を貸主に差出すことがある。

立欠帖人	〇〇	因用項不足空乏今懇
中説人	安欠到	〇〇名下市大洋
圓整	言明	多月如數付清至期如不付清
有承保人	甘願	整付並無異言恐口無憑
立欠帖存證		
年 月 日 立	承保人	〇 〇 〇

右の證書を交付された貸主は借主が満期になつても返済不能なるときは借主の友人たる保證人に之が返済を請求することが出来るが通常此の場合に於ける貸主と保證人とは亦朋友或は親類關係あるが故に事實上保證人に對し之が返済を請求することなく、借主に金の出來る迄で延期を許諾することが多い。従つて期限は事實上無期限と相異らない、借用金額は借主と保證人との友誼關係又は貸主と保證人との關係及保證人の財産の程度の如何によつて一様ではないが通常三、四十元程度のものが最も多い、而して利息は一般の慣習上月三分と一定してゐる、年三割の利息計算もないではないが普通餘り多く行はれてゐない。

土地家屋の擔保による借金は又二つの場合がある。一は押による場合であり他は當による場合である。

(1) 押とは契約に際し文契を作つて土地家屋を指定し、若し満期に辨済しないときは指定物件の引渡をなす條件の下に一定の金額を貸し一

定の利息を付する契約である。本部落に於ける押地の場合の期限は通常一ヶ年なるも契約の更新によつて事實上相當長期に亘るものが多い而してその貸附金額の限度は地價の半額である、利息は年三割のものが普通である。本部落では此の押地による借金を「指地作保借錢」と稱してゐる。次に押地の場合に於ける文契の様式を示せば次の通りである。

押契

立當地契文約人于占海因急用無錢今將自己熟地壹段計地五畝座落十五里堡村中大道北計開四至東至于姓西至于姓南至大道北至于山根四至分明自煩中人說允情願當與張洪榮名下耕種不拘年限春前秋後錢到許贖同中言明當價大洋陸拾八元整其餘銀下交足不欠每年秋後交租大洋貳角五分分別無雜項此係兩家情願各無返悔恐後無憑立此當契約證

中人 王李 常 慶有
代字 于 振 英

康德元年舊曆二月初五日 于占海立

右の押契を検討するに、その様式は一見後述する當契に相似するも本質的には非常に異つてゐる、押契は日本に行はるる抵當權の設定で擔保物件の占有を移さないのが特色であるが、當契は日本の質權設定に該當するもので擔保物件の占有を移轉するのが必要條件である。然らば同一文言にしてしかも、同一様式を有する文契の何れが押契であり何れが當契であるかを判別するには如何にすべきか、今般の調査に際し本部落に於ける二三の有識者に對し此の判別方法につき質した所彼等は異口同音に次の如く語つた。

即ち押契と當契との本質的差異は期限の有無にある、押契の場合は文契上に一定の日附を期限として認めることが必要條件であるが當契の場合は契約成立の日より擔保物件の占有が移るのであるから、かゝる一定の日附ある期限を文契上に認める必要がない、例へば康德二年三月二十五日に押契を作成したる場合には期限一ヶ年ならば其の日附を康德三年三月二十四日と文契上に認めなければならぬ、期限到來しても尙返済出來ないときは當事者雙方の合議によつて契約を更新するか或は押契がそのまま當契としての效力を發生し貸主は借主に對し擔保物の引渡を請求することによつて押による貸借關係が當による貸借關係に轉化する、尙文契上に認められてゐる當價（抵當貸附金額）六十八元也

は元本五十元と月三分で計算した一年間の利息十八圓との合計額であることを注意しなければならない。

(2) 當(典)とは契約に際し、當契を作成し當主(承當者)は當價を給し、原主(出當者)は指定した土地家屋等を交付する契約である、當主は土地ならば自由に耕作し家屋ならば自分の居住するなり、若くは他人に貸付けるなりして其の使用收益權全部を行使することが出来る。此の場合承當者は押契のときの様に別に利息を徴收しない代りに出當者に對し小作料を支拂ふ必要がない、尤も土地家屋等に對する公課税を負擔する外に蒙地の特殊性に基く租料をも支拂ふ義務のあることは已に述べた通りである。而して出當者に金が出来たときは何時でも承當者に返済し當となつてゐる土地家屋の返還を請求し得るのが原則であるが一定の期間を経過せざれば之が返還請求をなし得ないやうな特約を結ぶことがある、之は期限附當契と稱されてゐる、之に對する普通の當契を無期限附當契と稱してゐる、今此の二當契の様式を示せば次の通りである。

期限附當契

立當地契文約人王哲因耕種不便今將自己熟地壹段坐落十五里堡東頭道北計開四至東至置主西至契主南至大道北至張姓地四至分明計數拾陸畝自煩中人說妥情願當與張國興名下耕種以當參年參年後銀大洋到春前秋後同贖同中人言明當價銀大洋肆百參拾圓整其洋筆下交足不欠租子中錢參吊貳佰文地捐隨地交納空口無憑立當契存照

中人 于 景 泉
于 九 泉
代字 宋 廷 玉

中華民國二十年陰年十一月初四日

王哲代字王殿武立

無期限附當契

立當契文約人包祝三因手乏不便今將自己熟地一段三十五畝坐落凌河河北計開四址東至大道西至大道南至李姓北至馬姓四至分明自煩中人說妥情願當與張起名下耕種不拘年限錢到許贖同中言明當價銀大洋一千零十五元其洋筆下交足不欠自當之後倘有差錯當主中人一面承管每年秋後交蒙古租料每畝一斗隨手交納別無雜項此地隨氏立契三張畝數二十六畝缺九畝其契一張此係兩家情願各無返悔恐後無憑立當地契爲證

中華民國十九年十一月初五日

三七〇

當主包祝三奉母命

白凡善

中人張殿英

劉占起

邱筆五代字

當價は右當價の上にも明記されてゐる様に通常公證人にその決定を依頼するのである、本部落では地價の半額を以て當價と定められてゐる今參考の爲めに本部落に於ける地價を示せば次の通りである。

地價表（當村々長よりの聴取）

區別	上則地	中則地	下則地
山地（高粱、粟植付）	每畝一五・〇〇	每畝一〇・〇〇	每畝五・〇〇
平地（同）	〃五・〇〇	〃四・〇〇	〃三五・〇〇
園地（蔬菜、ケシ植付）	〃九・〇〇	〃七・〇〇	〃六・〇〇

（三）借金の用途

前にも一寸觸れた様に農民の借金は生産條件の改良、種子の購入の爲めではなく生活維持、租税の支拂、冠婚葬祭費支辨等の爲めになされるのである、借金返還の爲めに重ねて借金をすることは全然ないではないが、就中生活費及冠婚葬祭費の爲めに借用するのが最も多い、生活の爲めに借りた金は通常石油、鹽、燐寸、綿布等の日用品の購入に費され又お正月、お節句の食用に供すべき豚肉、粉條子、茶菓子等の購入の爲めに消費されることも少なくない、此の生活費の爲めに借用する額は比較的に少ない様であるが、冠婚葬祭の爲めに消費する金額は莫大なものがある、結婚の爲めに一度數百元の支出をするが如き例は稀でない、又葬祭は彼等に取つては故人の靈を慰める唯一の手段であるから實に惜みもなく相當多額の消費をなすのである又租税の支拂も確かに農民の一つの負擔であるが、土地を所有せざる農民の租税負擔は割合に輕少である、此等の消費は自然經濟狀態にある農民の貨幣的收入を以てしては到底賄ひ得ないのは明白であつて農民は結局に於て借金の最後の手段に訴へなければならなくなる。

斯様に農民の借金は生産的借金ではなく、不生産的借金であるが故に彼等の收入は借金利子として又は借金返済額とし差引かれて行き従つて金銭の蓄積は期せられず、年と共に生活狀態が悪化して行くのである、貨幣經濟が益々自然經濟の領域を侵蝕して行くに従つて前時代的の存在たる農民の生活は漸次財政的窮乏の道を辿つて行かなければならぬ、先に農民が永久に負債の奴隷であると言つたのは之が爲めである。

（四）借金の返済方法

現代の如き貨幣經濟社會の下では、借金が貨幣を以てなされ又貨幣を以て返済されるのが原則であるが、自然經濟の色彩の濃厚なる農村では借金の返済が現物を以てなされる様な代物辨済が行はれてゐることは稀でない、之は農民の收入となるべきものが現金よりも現物の方が多いから自然發生的に行はれる様になつた一種の便宜的な返済方法である。本部落に於ても此の種の返済方法が行はれてゐるが、返済すべき現物さへもない農民は結局利息のみを支拂つて元金の返済を延期せしむべく、貸主に嘆願するのである、貸主が自己の親戚朋友なる場合は難なく延期の許諾を請ふことが出来るが全然關係のない他人なる場合は二、三年間の延期は許諾せられることがあつても、それ以後は借金の擔保になつてゐる土地家屋は貸主によつて處分せられるの已むなきに至る場合が多い、即ち押による借金の場合は押契が當契に轉化し、當契による借金の場合は當契が土地の賣却と同一の効果を有する免契に變るのである、免の性質について前にも述べた通りであるから茲では省略する。只參考の爲めに免契の様式を示せば次の通りである。

免契

立免契人李文彩同胞兄文彬因手乏情願將自置熟地一段坐落城子裡大道北東至賣主西至于姓南至大道北至城墻頂今免與張發名下耕種永遠爲業時值免價中錢壹百陸拾五吊整其錢筆下交足不欠恐后無憑立免契存照

曆年免蒙古公下交銀租一兩四錢連差在內

于連陞

中見人

孫大成

代字人王振邦

三、凌源縣城に於ける金融狀況

(一) 概 説

現在本縣の金融を司る機關として凌源中銀支行と凌源興濟當の二つのみである、前者は主として商工業金融に當り後者は主に庶民金融機關としての機能を發揮してゐる。

當地中銀駐在員の推定によれば現在縣内に流通せる國幣の額は約五十萬圓と見られてゐるが、此等は當地中銀の發行に係つたものよりは隣縣より流入したものが多し。

何故ならば當地の特産たる阿片の買上資金として昨年七、八月頃の出廻期に於ける約七十萬元の發行を除いては、爾來毎日回收の狀態にあつからである。

滿人の國幣に對する認識が深まつて來たために國幣の信用も日毎に高まりその流通は頗る圓滑にして、現在滿人側の物價は總て國幣建である。又同駐在員の推算によれば金票の流通額は昨年十月頃一時十萬圓に上つたことがあるが、その後鐵道敷設工事の完了と日本守備隊の引揚のために漸時減少して現在では四、五萬圓内外と見られ而して日商側物價は金票建を採つてゐる。

(二) 凌源中央銀行支行

舊政權時代には熱河興業銀行分行なるものが存在し、商業銀行として其の機能を發揮してゐたが、その後同行が軍閥政府の機關銀行として活躍するや、他の官銀號と同じく紙幣の濫發を行つたために價値の暴落を來し、商民の被れる損害は莫大なものがあつた、然るに熱河討伐後同行は滿洲中央銀行に接收せられ大同二年四月二十日中央銀行凌源辦事處を創設し、當地に於ける混亂せる金融狀態の拾収に當らしめた。其後同辦事處は滿洲中央銀行凌源支行と改稱せられ爾來當地に於ける商業機關として活躍して來たのである。

今同行一月末諸勘定帳尻を示せばの通り

(A) 預 金

種 別	國 幣	金 票
活期存款	九一、三三七・二四	三三、三三二・二二
特別活存	二五、四七四・四〇	二六、九五七・八八
合 計	一一六、八一一・六四	六〇、二七九・〇〇
前 月	一〇七、八七九・四二	六〇、四四〇・三三

(B) 貸 付

種 別	金 額
公界貸款	二七、〇〇〇・〇〇
定期放款	六六二・五七
定期抵押	五二、〇〇〇・〇〇
合 計	七九、六六二・五七
前 月	六一、六六二・五七

(C) 爲替受拂高

振 出 (國幣)	圓
本月	二九〇、八一八・八九
前月	一七六、八二八・五四
(金票)	
本月	五、九九〇・五〇
前月	一八、〇八一・五〇
支 拂 (國幣)	
本月	二四〇、〇三三・一三
前月	一一三、四九八・〇八

尙参考のために當地郵便局に於ける日滿小爲替及國內爲替取扱高を示せば次の通り

振出 國幣	一六九〇	二、五九八・七八
金票	二四九〇	三、九〇一・七四
支拂 國幣	一四七〇	四、二四七・七〇
金票	二五〇	三三三・二〇

(三) 凌源興濟當

興濟當は民國十八年熱河興業銀行の設立した質屋であつて、大同二年七月一日大興股份有限公司營業店凌源興濟當として名實共に改組せられ、爾來資本金壹萬元を以て庶民金融機關として經營せられ來たつてゐる。此の機關を利用するものは主として農民であつて就中自作農がその大部分を占めてゐる、今之を民族別に見ると漢人は十分の八で蒙古人は十分の二である。

質入期限は十二ヶ月が満期で、それ以後は流質となる、利息は普通の個人貸借の場合と同じく月三分である、舊曆三、四、五、六月頃は質入するもの多く十二月、一月頃に質出するものが多い。

質物は通常衣服が最も多く約八十%を占め残りの二十%は銀製の腕輪指輪、首飾等である、而して質物一件に對する貸出金額十圓以上のものが少なく一圓及四、五十錢程度のものが最も多い、質屋が下層階級の金融機關としての存在理由は實に此處に存するのである。

試みに最近四ヶ月間の營業成績を示せば次の通り

月 別	質 入		質 出	
	件 數	金 額	件 數	金 額
十 月	三、九七二	六、七七九・七〇	六、五二五	一〇、五〇〇・〇〇
十一 月	四、四六三	七、五九二・六〇	六、五四一	一〇、七七九・七六
十二 月	五、〇〇四	八、二四六・一〇	五、七八三	九、七一九・八〇
一 月	六、三七四	一一、八七六・一〇	六、〇一八	一〇、七六〇・七〇
一月末現在貸付殘高				
件 數	三四、〇九六			
金 額	六〇、八八五・七〇			

七、教育狀況

文教部總務司 野 村 禎

當屯の全人口二五七名中有識字者數四三名、無識字者數二二四名實に識字者數全人口に對し六人強に一人の割合にて教育程度甚だ幼稚なり。

一、學 校 教 育

本屯には喀喇沁本旗立第十五初級小學校一校あり。本校は民國三年に私塾として生れ、民國十八年喀喇沁本旗公署が旗立第十五初級小學校と改稱した。大同三年迄事變のため一時停止し、康德元年春に至りて開校し現在に到る。校舍としては一定の場所なく、春夏及その季の晴天日は喇嘛廟廟舎内にて、秋冬は屯民の張國賢氏宅にて授業をなす。

喇嘛廟廟の設備狀況を見るに、敷地總坪數三十坪中境内は三間房子二戸の十二坪は現在貸家(廢廟管理者)に當てらる、廟(校舍)の建物坪數は相連瓦房三間の六坪、運動場坪數十二坪、生徒一人當半坪の割合なり、尤もこの運動場は事變前は三十坪ありしも鐵道敷設のため縮少されたるものなり。運動設備は全然なし、校舍(廢廟)の位置は敷地の西南に在り堂内六坪を教室に當ててゐる、採光狀態悪しく温度は低溫(三月上旬氣溫)なり。

一方張國賢氏宅の校舎を見るに草房二間房子一戸の中教室に當てらるは縦か三坪にて甚だ貧弱である。この校舎の位置は邸内の東北に位し採光温度比較的良好にて、運動設備、衛生設備、研究設備、美裝設備等は固より望み得べくもなし。尤も事變前は縦かの設備ありしも事變當時全部紛失せり。教室には大黑板一個、小黑板二個、小机は各生徒持參せるものを使用せり、參考資料及書籍は開校二年に及ぶも何等の設けなし。

教員は男教員一名、校長を兼ね。名は烏雲峰(字曉嵐)、年齢三十歳にて原籍は卓索圖盟喀喇沁本旗の者なり。元喀喇沁本旗の初級高級小學校を卒業し、次いで熱河省陸軍模範團を卒業し、喀喇沁本旗立地方自治練習所を卒業せり。學科目は大學、中庸、論語、孟子の四書及國文、算術、修身、習字、體操なり。尙教員月給國幣六圓にて年七十二圓なり。

學級編成は縦か二十四人の生徒複式にて室内に教授の便利上、甲乙丙の三班に分つ、學年別生徒數を舉ぐれば、第一學年九人、第二學年七人、第三學年五人、第四學年三人にて女生徒なし。殆んど蒙古人なるため傳統的風習により女は教育を受けず。

生徒の年齢は八才より十五才迄なり。學費（授業料）は生徒一人當年二元なり。生徒各家の職業別を見るに農業者が大部分にて二十四名中十六名、工業者三名、商業者三名、教育者二名の割合なり。

生徒の出席率は八九%、成績七〇%、健康七三%の有様なり。

授業料は極めて少額にして教員の食費の維持費を分擔する程度なり。尙貧家生徒の授業料は免ぜらることあり。

生徒の健康は入學後は全く疾病者なきも幼児時代よりの例へば眼疾（主にトラホーム）を患ふ者少なしとせず。

學校費は旗公署財務局より教員の月給事務費として年九〇圓支給せらる。尙事變前は不明なるも相當の教育基金ありしも變亂と匪賊擾亂のために完全に失へり。

次に生徒の就業狀態を見るに、康德元年後半途退學者二十名に上り、その原因を尋ねれば健康的原因による者四名、精神的二名、社會的八名、經濟的六名なり。

科目——新定國文、算術、修身、習字、體操、遊戲、講演、兒童常識、用書の滿洲國文（學、庸、論、孟）の四書、詩經、左傳、書經、孝經生徒授業振りは教員の講義の外讀み方、話し方、書取、復習、暗誦が主なり。

次に兒童の通學圖を見るに本校の管轄範圍は十支里平方にして、十二里堡村、十八里堡村、北灣村、啦鳴溝村等の隣村を含む。部落民の教育に對する態度は昨年開校したるも開校時期遅れしたため未だ當局の教育方針認識し得ざれど、漸次要路者の宣傳大いに努めつゝある結果最近は學校の存在の重要性を認め、各家の子弟を入學せしめんする傾向あるも貧困のため障けらるるもの多し。

二、宗教

本屯の村民は殆んど喇嘛廟信者にして、喇嘛廟一堂ありしも、現在廢廟となれり。此の大海寺の由來を記するに現在の屯民南哨に居住せし頃于化龍の祖先家堂廟を祀る、之は誦哈巴（人名）を祀るものにして、十五里堡に移住の際一佛像を持ち來り現在の化龍の家裏の東北に家堂廟を作る時に水害にあひ、于家が自分の金を出し現在の廟の場所に移祀す（約百年前）此の時増築して三間廟となり、二人の喇嘛僧が住み込み之

に于家は三十畝の土地を提供して養へり。此の土地により二僧は生活に餘裕が出来、漸次廟は盛んとなり、化龍祖父の時代は三間廟に尙九間増加し僧八名となれり。

この喇嘛僧は化緣（化緣とは廟の修理、又は北京西藏よりの佛像購入或は畫書に佛像を書かしむるために僧が寄附金を募集すること）を行ひ尙念經の際は幾らかの金、大抵一日三十錢より五十錢程度（僧は此金は絶體に請求せず）の金を得て生活の糧とせり。次いで化龍の祖父六十餘歳の時喇嘛僧間に不祥事件起り廢廟となれり。

廟會は正月六、八、十五日、六月十五日—經會、中正月八日は祭星、十五日は金牛金眼佛、六月十五日は轉經十月十五日は面茶會（施捨）、各々一日業を休んで廟會に參る。

現在の廢廟于家の管理となる、廟内の寶物は直奉戰爭の際熱河討伐の際湯玉麟の第十二軍に依つて荒され掠奪破壊され現在に及べり。

五年前于化龍こゝに私塾を作り現在の學校に改編さる。

抑も省内の佛教は喇嘛教、私尙、道士、道姑の宗派に分れ後の三派は主として漢人が崇拜する者なれど本屯の漢人には信者なし。本屯の喇嘛廟は前述の通り大海寺一寺にて現在廢廟なれど現在境内の土地四畝、建築物は瓦房二房子（各三間房子）に瓦房六間房子一戸を有す廟内に誦哈巴を安置せり。

現在廢廟なるため信徒團體更になく、各家毎に信者互に散り／＼に信仰するのみにてその間何等聯絡あるなし。事變前は喇嘛教も相當普及されしが事變後蒙族の勢力衰退と共に信仰も亦薄れてをる現狀である。

三、部落に於ける年中行事祝祭

年中行事の一つとして陰曆正月十三日の萬壽節には啦嗎念經として藏經を念じて祝祭を上げる、催し物は影戲、炮炬、鑼鐘、鼓喇叭、篋等を擧げ、家庭の祝祭に於ては約二週間は毎日朝夕黃紙黃表を燒き、菓、菜、飯等を供へて一家を擧げて皇帝の萬壽を壽ぐ、常備に對しては日常は別になく酒、肉を給與する。

又年中行事として次の陰曆祝祭日には相當の催しをやる、即ち

正月十五日

元宵節

二月二日

龍擡頭